

平成27年5月12日

答申第530号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「23・24年度の番組アーカイブス事業の配信量（配信時間等）」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い  
は妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月12日（第216回審議委員会）

第545号諮問、審議、答申